

4. トラブルとその対応事例

4 – 1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (b. 漏えい)

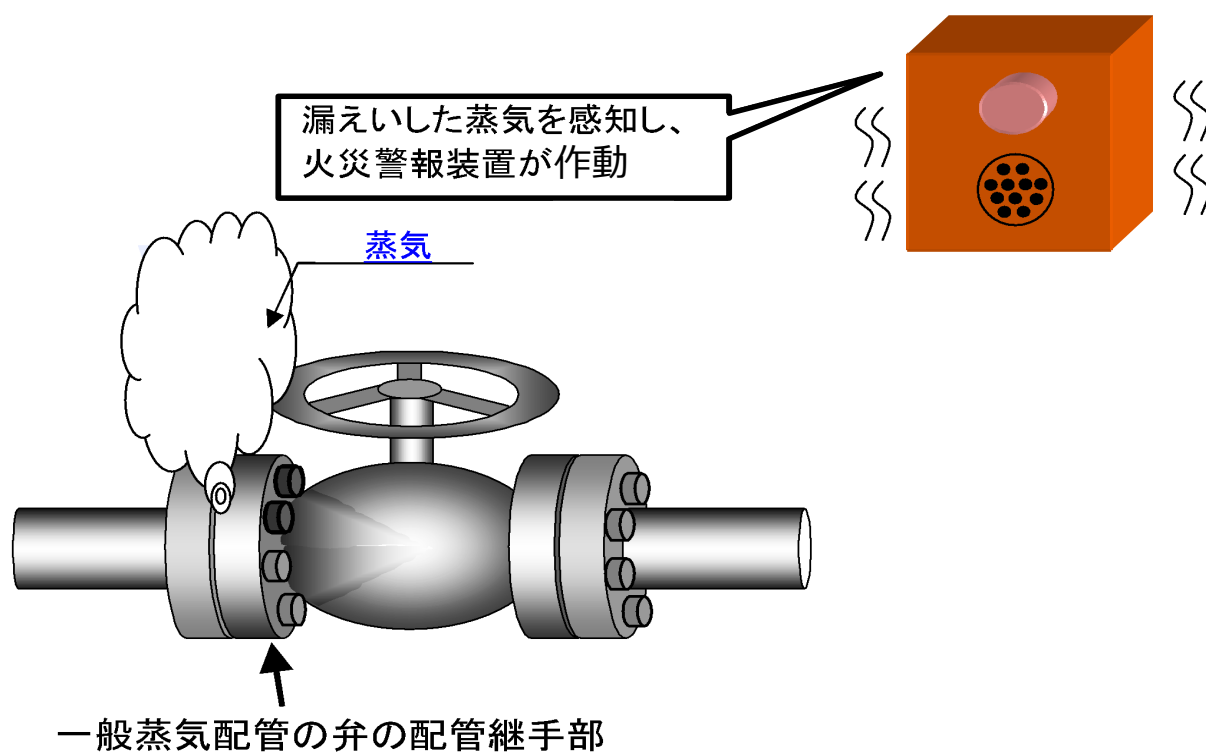
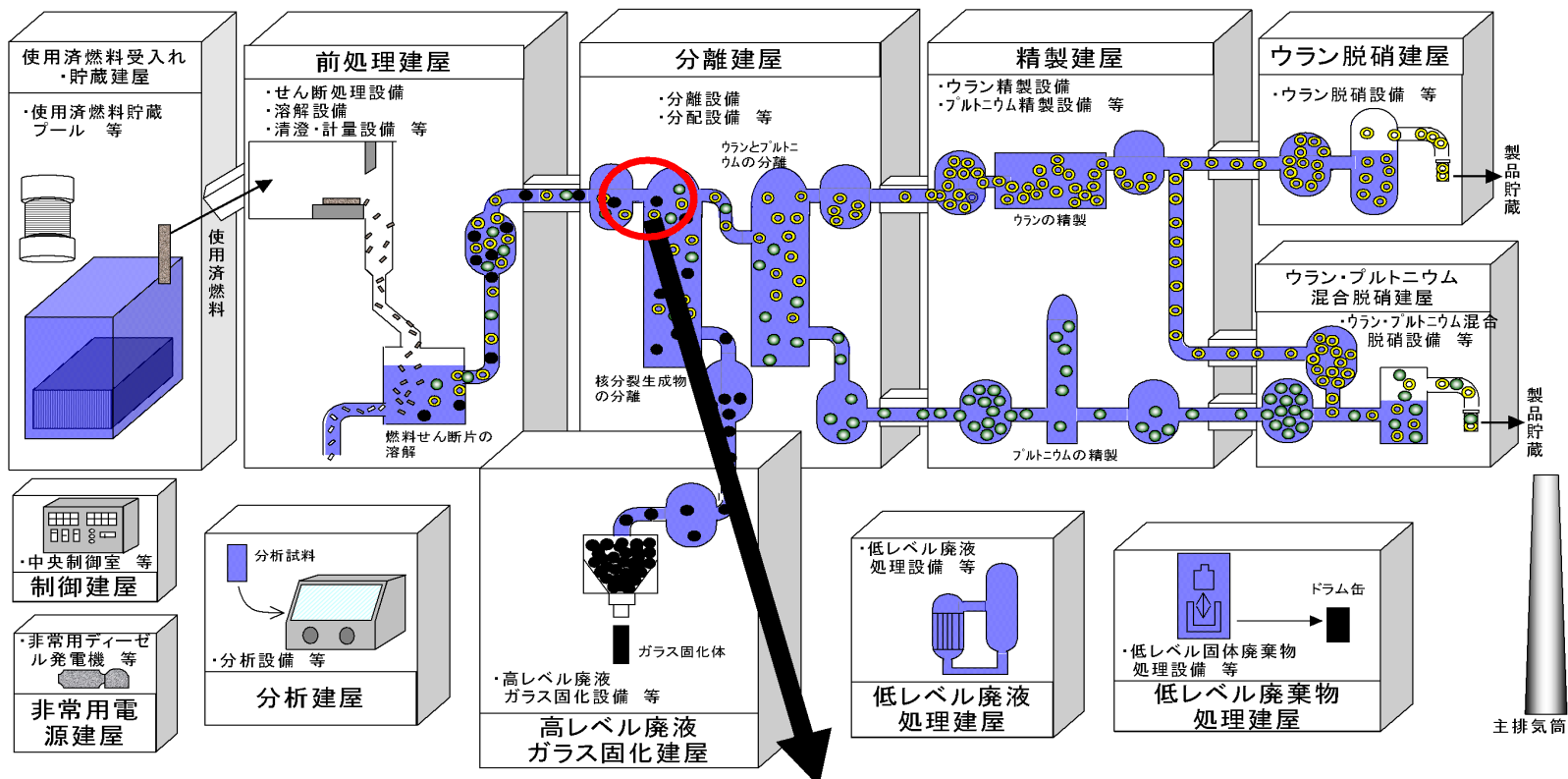
2-10. 蒸気の漏えいに伴う火災警報装置の作動

事象の概要																	
(1)発生場所：機器	分離建屋：火災感知器																
(2)設備の概要	火災発生時に煙を感知し、自動火災報知設備を作動させる感知器。																
(3)発生の状況	蒸気設備の運転中																
(4)概要	非放射性の蒸気配管のフランジ部から漏えいした蒸気を火災感知器が感知し、火災警報が発報。（漏えい量は、200L未満） ＊ 他の建屋も含め同種の機器においても、同様な火災警報装置の作動が予想される。																
(5)原因	運転を継続する中で振動等により偶発的に発生するボルトの緩みによる蒸気の漏えい。																
事象による影響																	
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋の換気設備が稼働している室内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。																
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 蒸気供給弁の閉止により漏えいを停止することで、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。																
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 放射性物質を含まない蒸気の漏えいであり、放射性物質による汚染、被ばく等の影響は生じない。蒸気を扱う設備でのトラブルのため、作業員は火傷防止のための安全保護具等を着用し、定められた保修作業手順に従い作業を行うことで、作業員の一般災害を防止する。																
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じない。 多重化された蒸気供給系での漏えいの場合は、システムを切り替えることにより、他工程への影響は生じない。多重化されていない部分で、漏えい停止までの漏えい量が多い場合には、当該部分につながる設備の運転に影響が生じる場合がある。																
対応の概要	1.火災警報が発報した区域の点検を行い、蒸気設備の蒸気配管継手部から蒸気が漏れていることを確認するとともに、実火災ではないことを確認する。 2.蒸気供給弁を閉止して蒸気の供給を停止する。配管継手のボルトの緩みであることを確認する。 3.多重化された蒸気系では、システムを切り替えて運転する。 4.定められた作業手順に従ってボルトの増し締め（必要に応じてシール材を交換）後、蒸気を通気させて漏えいがないことを確認したうえで通常運転へ復旧させる。																
公表区分	毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

133

事象概要



復旧方法

増し締め等により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転系統を切り替えて復旧

